

資料 6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位：mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
イソプロカルブ (MIPC)	0.01	-	-	<u>0.00051</u>	-	0.00051
クロルピリホス	0.002	-	-	<u>0.00014</u>	-	0.00014
プロパニル	0.042	-	<u>0.00064</u>	-	-	0.00064
2,4-D イソプロピル アミン塩 (2,4-PA イソプロピルアミン 塩) 他	0.026 (2,4-D として)	<u>0.0074</u>	0.00037	<u>0.00058</u>	0.00015	0.00053

網掛け：水濁基準値案の 10 分の 1 以上の PEC

下線：評価書における水濁 PEC の算出に用いた水田 PEC と非水田 PEC

：事務局算出値。

2. 基準値設定後の対応

2,4-D イソプロピルアミン塩 (2,4-PA イソプロピルアミン塩)、2,4-D エチル (2,4-PA エチル)、2,4-D ジメチルアミン塩 (2,4-PA ジメチルアミン塩) 及び 2,4-D ナトリウム塩一水化物 (2,4-PA ナトリウム塩一水化物) については、第 1 段階水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 以上であったため、第 2 段階水濁 PEC を算出した。その結果、水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 未満になることが確認できたため、モニタリングの対象外とする。